

第53回（平成30年2月9日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第53回個人情報保護委員会を開会いたします。

初めに、報告がございます。先日改正しました個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づきまして、1月30日に持ち回りで開催した第52回個人情報保護委員会の審議の結果を報告します。

議題は、農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務全項目評価書）についてでありました。当該評価書について、特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性について御審議いただきまして、承認いたしました。報告は以上です。

次に、本日の議題は2つです。

議題1、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するガイドラインの方向性につきまして、事務局から、説明をお願いいたします。

○事務局 資料1を御覧ください。EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するガイドラインの方向性につきまして、事務局から説明させていただきます。

まず、背景を説明いたします。個人情報保護委員会は、国境を越えた個人データの流通が増大する中、その円滑な移転を確保するための環境整備に取り組んでいるところでございますが、その中で、日EU間の個人データの移転については、相互の円滑な移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会との間で累次の対話を重ねてきております。

平成29年12月14日には、当委員会委員と欧州委員会委員との間で会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、平成30年第1四半期に最終合意することを想定し、委員レベルで会談を持つことで一致したところでございます。

この解決策として、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するガイドラインを策定することとし、次のような考え方を軸に検討を進めさせていただければと存じます。

2つ目のポツを御覧ください。EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するガイドラインの方向性の内容につきまして、説明させていただきます。

まず、「①要配慮個人情報の範囲」でございます。EUではセンシティブデータとして扱われます「性生活」「性的指向」「労働組合」に関する情報が、日本では要配慮個人情報に該当いたしません。こちらを踏まえまして、EUから移転された個人データについて、「性生活」「性的指向」「労働組合」に関する情報に関しては要配慮個人情報と同様の取扱いを行うこととさせていただければと存じます。

「②保有個人データの範囲」でございます。EUでは保有期間にかかわらず全ての個人

情報について開示・訂正・利用停止などの請求権が認められておりますが、日本では6カ月以内に消去することとなる個人データについては開示等の請求権が認められません。

こちらを踏まえまして、EUから移転された個人データについて、6カ月以内に消去することとなる個人データについても保有個人データとして扱うこととさせていただければと存じます。

2ページ目を御覧ください。「③利用目的の特定」でございます。EUでは第三者から提供を受けた個人情報の利用目的は、取得時に特定された利用目的の範囲に制限されるのに対し、我が国の個人情報保護法にはこれを直接規定する条項がないことから、EU側から明確化を求められております。

こちらを踏まえまして、EUから移転された個人データについては、確認記録義務を通じて確認した利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することとさせていただければと存じます。

「④日本から外国への個人データの再移転」でございます。EU側は、日本からEU以外の外国への個人データの再移転について、保護レベルが確保されるよう明確化を求めています。

こちらを踏まえまして、EUから移転された個人データについて、本人同意に基づき再移転する場合は、本人が同意するために必要な移転先の状況についての情報を提供し、提供先の体制整備をもって再移転する場合は、契約等により、個人情報保護法と同水準の保護措置を実施することとさせていただければと存じます。

「⑤匿名加工情報」でございます。EUでは、加工方法に関する情報が残存している場合、安全に分離保管されていても再識別の可能性があると匿名化とはみなされません。

こちらを踏まえまして、EUから移転された個人データについて、個人情報保護法上の匿名加工情報として扱おうとする場合は、加工方法に関する情報を削除し、再識別を不可能なものとしたいと存じます。

こちらがガイドラインの方向性の内容でございます。

次に、3つ目のポツの「EU」の定義について御説明させていただきます。

今回の日EU間の相互の個人データ移転の枠組みにおいて、欧州委員会からは、「EU」の範囲について、欧州経済領域協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含むこととしたい旨申越しがあることから、本ガイドラインの対象となる「EU」として当該定義を採用することとさせていただきたいと思えます。

なお、個人情報保護法第24条に基づき、当委員会が指定する外国の対象も同様に勘案させていただきます。

私からは以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明ありがとうございました。

EU側から、埋める必要がある部分として提起されている論点は、いずれも市民、消費者の視点から生じた論点となっております。それから、これらの5つの論点に絞られたことは、日本とEUが双方で歩み寄った結果であると考えられます。

今後、この方向性に基づいて、迅速かつ丁寧にガイドライン案を策定しなければいけないと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 どうもお疲れさまでした。収まるところにきちんと収まってよかったなというのが第一の感想なのですけれども、国内の事業者が円滑に事業を行うことができるように、充分性認定に基づいて移転される個人データの取扱いについては、よく理解していただくことが非常に重要だと思います。

というのは、大企業の場合は、もう数年前からいろいろ研究しているので、この微妙な変化の点はよく理解できていると思いますけれども、中小企業においては、準備不足の懸念がありますので、国内の事業者に対して丁寧に、さらにきちんとこの考え方が行き渡るように説明をしていくことが、当委員会としては非常に重要なこととなってくると思います。

以上です。

○堀部委員長 そのとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

これまでにいろいろな話合い、対応をしていただいておりますので、こういう点で、更に差異を埋めなければならないという状況にあります。

今回示した方向性は、双方の制度的な差異を埋めるためにどういった規律をガイドライン（案）に規定するのがいいのか、そのことが明確に整理されていますので、この方向性に沿ってガイドライン（案）の策定を進めていきたいと思っています。

引き続き、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

次に、議題2、生産性向上特別措置法案（仮称）（生産性革命法案）の概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2に基づいて説明させていただきます。生産性向上特別措置法案（仮称）（生産性革命法案）の概要になっているのですけれども、こちらは経産省から今国会に提出される予定の法案でございますので、当委員会と関連する事項がございますので、この場で御報告させていただく次第でございます。

まず、「1. 概要」ですけれども、本法案は今年の成長戦略関連法案の目玉として位置

付けられてございまして、我が国産業の生産性の更なる向上を図るために、この法案と産業競争力強化法の改正を行って、その下の（１）と（２）に書いてあるようなことを集中的に３年間で実施することになっております。

こちらはデータやＩｏＴ、ＡＩといった新技術やサービスといったものが、生産性や競争力に占めるウエートが高くなっていることを踏まえて、この分野について集中的に取り組むものとして説明を受けております。

具体的には、データを共有・連携する革新的データ産業活用というものが１点目でございます。データの量が膨大になっているのですけれども、各企業の中に抱え込まれる傾向がありますので、複数事業者の協調領域ではデータを共有・連携することが望ましいということとして、そういった事業については国（主務大臣）が認定を行わせていただいて、減税措置等を講ずるとなっております。

２番目が、プロジェクト型「規制のサンドボックス」です。いわゆるレギュラトリー・サンドボックスと言われるものでございますけれども、事業者が革新的な技術やビジネスモデルを実証するプロジェクトは、反復継続性を有しない、業というよりも実証のほうだと説明を受けておりますけれども、こちらについては、国が規制に違反しないこと等をきちんと確認した上で認定を行い、実証の終了後、主務大臣は規制の見直しを検討することとされております。

こちらに関連して、当委員会と関連する事項を２のほうに整理させていただいております。

まず、革新的データ産業活用計画関連でございますけれども、主務大臣が革新的データ産業活用計画を認定するに当たりまして、取り扱われるデータに個人情報が含まれる場合は、特に必要があるものとして今後、政令で具体化されていくことになっておりますけれども、この場合には、主務大臣から当委員会への事前協議が義務付けられることとなっております。

２番目が、規制のサンドボックスの関連でございますけれども、革新的な技術あるいはビジネスを実施しようとする事業者から計画の申請を受けた主務大臣は革新的事業活動評価委員会、こちらは今後、内閣府に設置されるいわゆる八条委員会なのですけれども、こちらの意見を聴いた上で、実証を認めるかどうかを認定することとなっております。

この革新的事業活動評価委員会のほうは、必要に応じまして、主務大臣に対して報告徴収及び勧告を行うことができるとされております。

当委員会との関係で申し上げますと、当委員会は、ここでいう主務大臣に該当するということになっているのですけれども、我々はいわゆる三条委員会として設置された趣旨がございまして、この点については、経済産業省ときちんと整理させていただいております。個人情報保護法の解釈や運用等につきましては、当委員会の判断が尊重されることなど、当委員会の独立性と本制度との整合性についてはきちんと確認させていただいている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 本件について、当委員会は「主務大臣」に該当するけれども、個人情報保護法の解釈・運用等については、当委員会の判断が尊重されることなど、当委員会の独立性と本制度との整合性については確認済みであるということについては評価したいと思ひます。

今、説明がありましたように、当委員会は個人の権利利益を保護するために、高い独立性を認められているいわゆる三条委員会でございます。従来の主務大臣制を廃止して発足した組織であるという経緯がございます。

本法との関係でも、この理念のもとで、個人情報保護法の解釈・運用等について、当委員会の判断が最大限尊重される必要があると思ひますので、ぜひこの点については確認しておきたいと思ひます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいま阿部委員から御指摘がありましたように、当委員会は独立した監督機関でありまして、個人情報保護法を所管しております。そればかりではなくて、同法に基づく個人情報の適正な取扱いの確保を図る使命があります。当委員会としては、引き続き、与えられた役割を十分認識した上で、職務を遂行してまいりたいと存じます。

以上です。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明を願ひします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、2月23日金曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。